

## 重要文書処理システム利用約款

本重要文書処理システム利用約款（以下「本約款」といいます。）は、ヤマトロジスティクス株式会社（以下「YLC」といいます。）と YLC が構築・運営する重要文書処理システムの利用者に適用されるものとします。

### 第1条（定義）

本約款においてつぎの各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意義であるものとします。

- ①「会員」とは、専用サイトにて登録を行い YLC が承認した者をいいます。
- ②「重要文書」とは、会員が次号の重要文書処理システムに従って処理を希望する紙媒体の文書をいいます。
- ③「重要文書処理システム」とは、重要文書を次号の専用ボックスに収納して、その秘密を厳に保持したうえで配送し、溶解処理する一連のシステムをいいます。
- ④「専用ボックス」とは、重要文書処理システムにおいて、会員が重要文書を収納すべき YLC 所定の専用容器（通称：ECOBox）をいいます。
- ⑤「重要文書処理システム利用料金」とは、専用ボックスの売買代金、運送費用、重要文書処理に係る手数料、ならびにそれらに消費税額、地方消費税額が課される場合の当該消費税額、地方消費税額の総称をいいます。
- ⑥「重要文書入りボックス」とは、会員が重要文書処理システムを利用するために重要文書を収納、梱包した専用ボックスをいいます。
- ⑦「送り状」とは、会員が重要文書入りボックスを運送会社に引き渡す際に重要文書入りボックスに添付する運送会社所定の送り状をいいます。
- ⑧「専用サイト」とは、YLC が重要文書処理システムに関して会員のために開設するインターネットウェブサイトです。
- ⑨「運送会社」とは、YLC が専用ボックスを会員に配送し、重要文書入りボックスを回収のうえ次号の再生処理会社に配送する者として YLC が手配する運送会社をいいます。
- ⑩「再生処理会社」とは、YLC が重要文書入りボックスを溶解処理および紙資源再生を行う者として手配した処理会社をいいます。
- ⑪「溶解証明書」とは、重要文書処理システムを利用した重要文書の溶解処理が完了したときに、それを証するため YLC が所定の様式により会員に対し交付する書面もしくは電子データをいいます。

### 第2条（会員登録、会員契約）

重要文書処理システムの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、専用サイトにて所定の手続きにより会員登録申請を行います。

2. 会員となることができる者は原則法人とし、本約款に同意した利用希望者に限ります。
3. YLC が重要文書処理システム利用希望者の会員登録を承認した場合、利用希望者に対して承認通知をするものとし、当該通知の時点で利用希望者は重要文書処理システムの会員となり、YLC と会員との間に会員契約が成立します。
4. 本約款は、YLC と会員との間の会員契約に適用されるものとします。

### 第3条（ID およびパスワードの管理）

会員は、前条第1項の会員登録の際に自ら ID およびパスワードを設定し、当該 ID およびパスワードを会員自身の責任と負担で管理するものとし、ID およびパスワードを第三者に譲渡、貸与その他不正使用することはできません。

2. ID およびパスワードの使用上の過誤、第三者の盗用等の使用による損害については、会員がその責任を負うものとし、YLC は一切責任を負いません。
3. 会員は、自己の ID およびパスワードの使用（第三者による不正使用を含む）に起因して、YLC または他の会員に損害が発生した場合、当該損害を賠償するものとします。

### 第4条（専用ボックスの注文）

会員は、重要文書処理システムを利用するために、予め所定の方法により YLC に専用ボックスを注文するものとします。

2. YLC は、会員が注文した専用ボックスを運送会社をして会員指定の場所に配送して会員に引き渡すものとします。

### 第5条（専用ボックスの保管）

前条により会員が引き渡しを受けた専用ボックスの管理・保管・保存は会員が行うものとし、YLC は一切責任を負いません。

### 第6条（専用ボックスの紛失）

会員は第4条により引渡しを受けた専用ボックスを紛失した場合でも、重要文書処理システム利用料金を支払済みのときは、YLC にその返還を求めることはできず、また重要文書処理システム利用料金を未払い

のときは、当該紛失した専用ボックスにかかる重要文書処理システム利用料金の支払いを免れることはできません。

### 第7条（重要文書処理システム利用料金）

会員は、第4条第2項による専用ボックスの引渡しと同時に、もしくは引渡しの後、YLC が別途定める重要文書処理システム利用料金を YLC 所定の方法により支払うものとします。

2. 会員が専用ボックスをもって重要文書処理システムの利用をすることができる期間は、第25条に定める会員契約の有効期間と同期間とします。
3. 会員契約の有効期間経過後においては、会員は支払済の重要文書システム利用料金の返還を請求できないものとします。また、会員は、会員契約の有効期間中に引渡しを受けた専用ボックスにかかる重要文書処理システムの利用料金の支払いを免れることはできません。
4. 重要文書処理システムの利用に際して重要文書処理システム利用料金に含まれない費用（重要文書入りボックスの搬出時の現場状況により追加の運送費用がかかる場合等を含むがこれに限らない）が発生した場合、会員は、重要文書処理システム利用料金を支払済みのときはその都度、YLC の請求により、当該費用を支払い、重要文書処理システム利用料金を未払いの場合、重要文書処理システム利用料金とともに支払うものとします。

### 第8条（会員による重要文書処理システムの利用）

会員は、次条の記載に従い、重要文書を専用ボックスに収納、梱包し、重要文書入りボックスを引渡すことにより、重要文書処理システムを利用します。

### 第9条（重要文書入りボックスの引渡し）

会員は専用ボックスを利用し、第11条の規定に沿って重要文書を収納します。

2. 会員は、前項による文書の収納後、専用ボックスを梱包します。梱包は会員が処理過程で開封のおそれがないように責任をもって梱包します。
3. 会員は、YLC 所定の方法により、重要文書入りボックスの引渡しを依頼するものとし、YLC は、会員指定の場所で運送会社をして重要文書入りボックスを引渡しを受けさせます。専用ボックスの引渡し予定日は会員の指定期日に応じて YLC が手配するものとします。但し、交通事情等により予定日を変更することがあります。また、会員は、引渡し時に運送会社が持参した送り状に間違いがないかどうかを確認して引き渡すものとします。

### 第10条（取扱い対象地域）

会員が第4条第2項により専用ボックスの配送を指定することができる地域、および重要文書処理システムを利用して重要文書入りボックスの回収を指定することができる地域は、日本全国（但し沖縄本島以外の離島および輸送が運送会社の業務上不能な場所を除く）とします。

### 第11条（混入禁止）

会員は、重要文書を収納、梱包する専用ボックスに重要文書以外のものを収納しないものとし、次のものを混入してはならないものとします。

【混入禁止品目】

- ビニールシート・ビニール・布製バインダー・プラスチック・プラスチックフィルム・合成紙・テープ類・その他再生処理会社で再生処理できないと判断されたもの
2. 重要文書入りボックスの中に前項の混入禁止品目が混入されているおそれがあるときは、YLC は、事前に会員に連絡したうえで、当該重要文書入りボックスを開梱、検査することができるものとします。
3. YLC は、本システム上混入禁止品目が混入しているおそれが判明した場合は、事前に会員に連絡したうえで、会員から重要文書処理システムによりすでに引渡しを受けた重要文書入りボックスを返却できるものとします。この場合返却に要する費用は会員の負担とします。

### 第12条（処理の中止）

会員からすでに引渡しを受けた重要文書入りボックスの処理を中止し、当該ボックスの返還を会員が希望する場合、重要文書処理システムの行程上可能な場合のみ受け付けます。なお、YLC はこの場合に要した費用を会員に請求できるものとします。

### 第13条（溶解処理証明書）

YLC は、重要文書入りボックスの溶解処理が完了した後、会員に対し YLC 所定の様式により溶解証明書を交付するものとします。

### 第14条（重要文書の機密保持）

YLC は、第4条により運送会社が会員から重要文書入りボックスの引渡しを受けた後、重要文書の機密を保持したまま、速やかに再生処理会社に搬送し溶解処理を完了させるものとし、会員の事前の承諾を得た場合を除き、重要文書を開示し、または運送会社もしくは再生処理会社をして開示させません。

2. 会員は、法令の規定または公権力の発動により要請された場合は、YLC が重要文書を開示することを承諾し、YLC は、これに関する責任は一切負わないものとします。
3. 前項または第11条第2項に基づき重要文書入力ボックスを開梱および開示した場合、以下の情報を本約款に定める機密情報とします。

記

  - (1) 重要文書入力ボックスを開梱および重要文書を開示した場合に YLC が知り得た会員に関連する個人情報（個人名、法人名、住所、電話番号、性別、年齢、生年月日、クレジットカード番号、ID、パスワード等、個人を特定できるものを指すがこれに限定されない）及び会員の技術上、営業上、業務上その他一切の情報であって、媒体（書面、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープ等）に記録されているか否かは問わないものとする。
  - (2) 次の各号のいずれかに該当するものは、機密情報に含まれないものとする。
    - ① 開梱または開示の時点ですでに公知のもの、または開梱または開示後 YLC の責めに帰すこととなつたもの。
    - ② YLC が開梱または開示を行った時点ですでに YLC が保有しているもの。
    - ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
    - ④ YLC が、会員からの情報によらず開発したもの。
    - ⑤ YLC が、開示することにつき会員の書面による同意を得たもの。
    - ⑥ 法令や政府機関又は証券取引所（あるいは日本証券業協会）の規則等により開示が要求されたもの。
4. YLC は、機密情報をいかなる第三者に対しても漏洩してはならないものとします。
5. YLC は、本約款に定める権利の行使または義務の履行以外のために、機密情報を使用してはならないものとします。
6. YLC は、前2項を YLC および YLC の関連会社の役員及び従業員に遵守させなければならないものとし、これらの者の前2項における義務違反について連帯して責任を負うものとします。

#### 第15条（個人情報）

- 本約款において個人情報とは、機密情報のうち、会員が自らの事業活動において独自に収集した「会員の個人顧客または会員の従業員の氏名・住所・電話番号等、当該個人を特定できる情報」をいいます。
2. YLC は、重要文書には個人情報が含まれる可能性があること、ならびに個人情報が万一漏洩した場合には会員および当該個人情報にかかる個人に損害等を及ぼす可能性があることを認識しており、重要文書を前条およびその他本約款の定めに基づいて取り扱うものとします。

#### 第16条（再委託）

- YLC は、本約款において定められている範囲において、本約款に基づく YLC の業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。ただし、YLC が機密情報を当該再委託先に開示し、当該再委託先の責めに帰すべき事由による機密情報の紛失、盗難等による事故が発生した場合は、YLC は、当該再委託先が為した業務についても自ら為したと同様の責任を負うものとします。

#### 第17条（専用ボックス以外の容器の処理について）

- 会員は、専用ボックス以外の容器に入れた重要文書の重要文書処理システム利用を希望する場合は、事前に YLC に別途処理依頼するものとします。
2. YLC は、当該重要文書についてその重要文書処理システムの利用を認めるか否か任意に決定することができるものとします。なお、この場合の容器は、段ボールでできた容器に限るものとし、また、この場合の重要文書処理システム利用代金、その支払方法等については、都度 YLC、会員で協議して決定するものとします。
  3. 前項により、YLC が専用ボックス以外の容器での重要文書処理システム利用を認めた場合、本約款の専用ボックスを当該専用ボックス以外の容器と読み替えて、本約款が適用されるものとします。

#### 第18条（再生紙資源）

- 会員は、重要文書処理システムにより重要文書入力ボックスの溶解処理が完了したとき、それにより生じる紙資源についての所有権は、YLC に帰属することを異議なく承認します。

#### 第19条（保険）

- YLC は、本約款に基づき重要文書処理システムの運営について、YLC が適当と判断する保険を付保するものとします。

#### 第20条（責任）

- YLC の責任は、第9条により運送会社が会員から重要文書入力ボックスの引渡しを受けた後に発生します。YLC に専用ボックスを引き渡すまでの事務所内での専用ボックスや重要文書の保管等については、YLC は一切責任を負いません。

#### 第21条（免責）

- YLC は、次に起因して会員に生じた損害には一切責任を負いません。
- ① 混入禁止品目の混入や、専用ボックスの容量を越えるほどの収納に起

- 因する重要文書入力ボックスの破損から発生する損害。
- ② 予見不能な交通障害による重要文書入力ボックスの滅失、毀損、処理の遅延等から発生する損害。
- ③ 重要文書入力ボックスの強盗・盗難など避け得ることのできない事態の発生による損害。
- ④ 通信回線やコンピュータなどによる障害が生じ、重要文書処理システムの遅延、中断または中止による損害、もしくは第三者により改竄により生じた損害。
- ⑤ 天災、地変、災害等 YLC の責めに帰すことのできない事由によって生じた損害。
- ⑥ 会員が本約款に違反するなど会員の責めに帰すべき事由によって生じた損害。

#### 第22条（損害賠償）

- 会員が重要文書処理システムの利用に伴い、YLC の責めに帰すべき事由により、会員に何らかの損害が発生した場合（重要文書入力ボックスの滅失、毀損を含む）に、YLC が負う損害賠償の範囲は、当該専用ボックスにかかる重要文書処理システム利用代金相当額を上限とします。
2. 前項にかかわらず、YLC の責めに帰すべき事由により、第15条に定める個人情報が漏洩した場合、当該情報漏洩を直接の原因として会員に損害が生じたときの YLC が負う損害賠償の範囲は、第19条により YLC が付保した保険契約の保険金の支払額を上限とします。

#### 第23条（解約）

- 会員および YLC は、解約しようとする日の3か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、会員契約を解約することができるものとします。
2. やむをえない事情により YLC が重要文書処理システムを取り止めることになった場合、YLC は、可能な限り速やかに会員にその旨を通知するものとし、この場合、前項にかかわらず、会員契約は重要文書処理システムの取り止めと同時に解約されるものとします。

#### 第24条（解除）

- 会員がつぎの各号の一にでも該当したときは、YLC は、催告を要することなく通知のみにより会員契約を解除することができ、それにより YLC が被った一切の損害の賠償を会員に請求することができるものとします。
- ① 本約款またはそれに附随して締結される約款の各条項の一にでも違反したとき。
  - ② YLC および YLC のグループ会社との取引の一についてでも期限の利益を失効し、またはその約定に違反したとき。
  - ③ YLC の信用または利益を著しく失わせる行為を行ったとき。
  - ④ 営業を休、廃止し、または解散したとき。
  - ⑤ 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きその他これらに類する手続の申立てがあったとき。
  - ⑥ 支払いを停止し、または手形、小切手の不渡報告があったとき。
  - ⑦ 営業が引き続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的に判断されるとき。

#### 第25条（有効期間）

- 会員契約の有効期間は、会員契約が成立してから1年間とします。ただし有効期間が満了する1か月前までに会員、YLC の両方またはいずれか一方より相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、会員契約は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 前項の有効期間の満了、その他前2条による解約、解除により会員契約が終了した場合、YLC が会員契約の終了前に重要文書処理システムによってすでに引渡しを受けた重要文書入力ボックスについては、会員契約に従い、重要文書処理システムにおけるサービスを行うものとします。ただし、会員契約終了後に、会員に第22条に定める損害が発生した場合であっても、会員は、YLC に対し、損害賠償することはできません。

#### 第26条（誓約）

- 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、またはその他の反社会的勢力に、第2条第1項の会員登録申込時点および将来において属さないことを誓約するものとします。

#### 第27条（本約款の変更）

- YLC は、事前に会員の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとし、YLC が本約款を専用サイト上で表示した時点から、当該変更後の約款が効力を生じるものとし、会員はこれを異議なく承認します。

#### 第28条（合意管轄）

- 会員および YLC は、会員契約についての紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

## 第29条（協議）

本約款に定めなき事項については、会員およびYLCが協議のうえ、取り決めるものとします。

### 【重要文書処理システム「専用便」利用約款】

会員が重要文書処理システムのうち、YLCが別途提供する重要文書処理システム「専用便」（以下「専用便」といいます。）の利用を希望し、これをYLCが承認した会員との間で、本約款に加え、以下の専用便利用約款が適用されるものとします。

なお、専用便利用約款において定めのない用語は、本約款における用語と同一の意義を有するものとします。

## 第1条（定義）

専用便利用約款においてつぎの各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意義であるものとします。

- ①「専用便利用会員」とは、次条に従い、切替登録を行った会員をいいます。
- ②「専用伝票」とは、専用便において専用便利用会員が重要文書入りボックスを引渡す際回収業務等担当会社から交付を受ける専用便の専用伝票をいいます。
- ③「専用便運送会社」とは、YLCが専用ボックスを会員に配送し、回収業務等担当会社が専用便利用会員から回収した重要文書入りボックスを、回収業務等担当会社から引渡しを受け、再生処理会社まで配送する者としてYLCが手配する運送会社をいいます。
- ④「回収業務等担当会社」とは、専用便における重要文書入りボックスを会員から受領し専用便運送会社へ引き渡す業務、専用便運送会社が再生処理会社まで配送した重要文書入りボックスを専用便運送会社から受領し、これを再生処理会社に引き渡す業務およびこれに附随する業務を行う者としてYLCが手配した会社をいいます。

## 第2条（専用便の会員登録）

会員は、専用便の利用を希望する場合、別途、YLCに対し、通知を行うものとし、YLCは、当該通知を受けて、その利用を承認したときは、当該会員について、専用便利用会員として切替登録を行うものとし、その旨を会員に通知します。

2. 専用便利用会員は、前項の通知をYLCから受けた後、本約款の「会員」を「専用便利用会員」と、「重要文書処理システム」を「専用便」と、「運送会社」を「専用便運送会社」と読み替え、本約款（本約款第2条第1項ないし第3項を除く）および専用便利用約款に従い、専用便を利用できるものとします。ただし、本約款および専用便利用約款の内容に相違がある場合専用便利用約款の内容を優先するものとします。
3. 専用便利用会員は、重要文書処理システムとの併用をすることができます。ただし、併用を希望する場合は、本条第1項のYLCへの通知の際に、併用を希望する旨をあわせて通知しなければならないものとします。

## 第3条（IDおよびパスワード）

専用便利用会員は、前条第1項の切替登録の際に、自ら重要文書処理システムとは違うIDおよびパスワードを設定します。

2. 専用便利用会員は、前条第3項に基づき重要文書処理システムとの併用をする場合でも、前条第1項の切替登録の際に、自ら重要文書処理システムとは違うIDおよびパスワードを設定します。専用便利用会員は、重要文書処理システムを利用する場合には重要文書処理システム専用のIDおよびパスワードを、専用便を利用する場合には、専用便専用のIDおよびパスワードを、それぞれ使用しなければならないものとします。

## 第4条（専用ボックス）

専用便のみを利用する専用便利用会員は、第2条第1項の切替登録の前に注文した専用ボックス（以下「注文済みボックス」という）を専用便のために使用することもできます。

2. 重要文書処理システムとの併用をする専用便利用会員は、注文済みボックスを専用便のために使用することはできません。

## 第5条（専用便利用代金）

専用便利用会員は、本約款第4条第2項による専用ボックスの引渡しの後、YLCが別途定める専用便利用代金をYLC所定の方法により支払うものとします。ただし、前条に従い第2条第1項の切替登録の前に注文した専用ボックスを専用便のために使用する場合で、当該専用ボックスの引渡しと同時に重要文書処理システム利用代金を支払い済みのときは、当該重要文書処理システム利用代金を専用便利用代金として充当するものとします。

## 第6条（重要文書入りボックスの引渡し）

専用便利用会員は、YLC所定の方法により、重要文書入りボックスの引渡しを依頼するものとし、YLCは、会員指定の場所で回収業務等担当会社をして重要文書入りボックスの引渡しを受けさせます。専用ボックスの引渡し予定日は会員の指定期日に応じてYLCが手配するものとします。但し、交通事情等により予定日を変更することがあります。また、

専用便利用会員は、引渡し時に回収業務等担当会社が持参した専用伝票に間違いがないかどうかを確認して、専用伝票に署名または捺印し、重要文書入りボックスを引き渡すものとし、回収業務等担当会社から専用便利用会員控え分を受領します。

## 第7条（取扱い対象地域）

専用便利用会員が本約款第4条第2項により専用ボックスの配送を指定することができる地域、および専用便を利用して重要文書入りボックスの回収を指定することができる地域は、東京都23区内（輸送が専用便運送会社の業務上不能な場所を除く）とします。

## 第8条（重要文書の機密保持）

YLCは、第6条により回収業務等担当会社が専用便利用会員から重要文書入りボックスの引渡しを受けた後、重要文書の機密を保持したまま、原則当該引渡しを受けた当日中（但し、交通事情等による場合は除く）に専用便運送会社に配送させ、再生処理会社に搬送し溶解処理を完了させるものとし、会員の事前の承諾を得た場合を除き、重要文書を開示し、または回収業務等担当会社、専用便運送会社もしくは再生処理会社をして開示させません。